

## 豊中市路線バス停留所に係るベンチ整備費補助金交付要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、豊中市内の路線バス停留所に係るベンチの設置を促進し、市民の交通利便性の向上及び移動円滑化を図るため、路線バス事業者が行う豊中市路線バス停留所に係るベンチ整備に対する補助金の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

**第2条** この要綱において路線バス事業者（以下「事業者」という。）とは、道路運送法（昭和26年法律183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。

### (補助対象事業者)

**第3条** 補助対象事業者は、豊中市内において路線バスを運行する事業者とする。

### (補助対象施設)

**第4条** 補助対象事業は、豊中市内の路線バス停留所に係るベンチであって、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) ベンチの位置及び規模について、別途市長と協議して決定したもの
- (2) 設置後のベンチが、バス利用者のみならず一般公共の用に供することができるもの
- (3) 設置後のベンチの管理及び維持補修について、事業者が責任をもって行うもの
- (4) 占用許可基準をみたすもの
- (5) 市長がベンチの設置が必要であると認めたもの

### (補助対象経費)

**第5条** 補助対象経費は、ベンチの設置に要する経費とし、事業者において所定の手続きを経て定められた額とする。

### (補助金の交付額)

**第6条** 補助金の交付額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以内の額で千円未満は切り捨てとし、かつ予算の範囲内とする。

### (補助金の交付申込)

**第7条** 補助金の交付を申し込もうとする事業者（以下「申込事業者」という。）は、補助金交付申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書
- (2) 予算書
- (3) バス運行系統図及び停留所位置図
- (4) 実施設計書及び図面

#### (補助金の交付決定及び通知)

- 第8条** 市長は、前条の申込書を受理したときは、その内容の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めた場合は補助金の交付を決定し、この要綱の目的を達成するための必要な条件を付して、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申込事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付すべきでないと認めた場合は、その理由を付して、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申込事業者に通知するものとする。

#### (申込みの取り下げ)

- 第9条** 補助金の交付決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該申込みを取り下げることができる。
- 2 前項の規定により申込みを取り下げることができる期間は、前条の規定による通知があった日から起算して30日以内とし、取り下げをしようとする補助事業者は、補助金交付申込取下届出書(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

#### (計画の変更等の申込み)

- 第10条** 補助事業者は、事情により当該補助金の申込みの内容を変更しようとするとき、又は補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を変更、廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業変更等申込書(様式第5号)により、市長に申込みをしなければならない。
- 2 市長は、前項の申込みがあったときは、補助事業変更等承認・不承認通知書(様式第6号)により、補助事業者に決定の内容を通知するものとする。
- 3 前項の不承認の通知をする場合にあっては、その理由を付するものとする。

#### (完了報告)

- 第11条** 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内、又は当該年度の末日までに補助事業完了報告書(様式第7号)に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

#### (審査及び補助金額の確定通知)

- 第12条** 市長は、前条の完了報告があった場合は、その内容の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業補助金確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、適合させるための措置を補助事業者に命ずることができる。

#### (補助金の請求及び交付)

- 第13条** 前条第1項の補助金の額の確定通知書を受けた補助事業者は、補助事業補助金請求書(様式第9号)により、市長に補助金の交付の請求をしなければならない。
- 2 市長は、前項の請求があった場合は、速やかに当該補助金を交付するものとする。

#### (補助金の交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 事業が履行されなかったとき。
- (2) 偽り、その他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金をこの要綱に定める目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 第 15 条の報告の求め等に対し正当な理由もなく拒否、妨害等の忌避をしたとき。
- (5) 第 9 条の規定により申込みの取下げの届け出をしたとき。
- (6) 第 10 条の規定により補助事業の変更又は廃止の承認を受けたとき。
- (7) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (8) その他この要綱に違反したとき。

#### (事業に係る報告書)

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業について随時報告を求め、指導し、又は調査することができる。

#### (補助金の返還)

第 16 条 市長は、第 14 条の規定により、補助金の全部又は一部の交付決定を取り消し、その決定の内容を変更した場合、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

#### (財産処分の制限)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後 5 年を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して、使用、譲渡、交換、廃棄、貸し付け又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により承認を受けようとする場合には、あらかじめ、補助事業財産処分申込書（様式第 10 号）により、市長に申し込まなければならない。

#### (関係書類の保管)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を事業完了後 5 年間保管しなければならない。

#### (補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 1 月 15 日から施行する。

様式第 1 号

豊中市路線バス停留所に係るベンチ整備費補助金交付申込書

年 月 日

豊 中 市 長 様

住 所

法 人 名

代表者名

印

年度に豊中市路線バス停留所に係るベンチ整備費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり関係申込書類を添えて申し込みます。

記

1. 補助金交付申込額 金 円

2. 補助対象事業の内容（別添資料）

- (1) 事業概要書
- (2) 予算書
- (3) バス運行系統図および停留所位置図
- (4) 実施設計書及び図面

様式第 2 号

豊中市路線バス停留所に係るベンチ整備費補助金交付決定通知書

豊基交第 号  
年 ( 年) 月 日

様

豊 中 市 長 ⑩

年 ( 年) 月 日付で交付申込みのあった豊中市路線バス停留所に係るベンチ整備費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、同補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円
2. 交付条件  
豊中市路線バス停留所に係るベンチ整備費補助金交付要綱に従うこと。

様式第 3 号

豊中市路線バス停留所に係るベンチ整備費補助金不交付決定通知書

豊基交第 号  
年 ( 年) 月 日

様

豊 中 市 長 ⑩

年 月 日付で交付申込みのあった豊中市路線バス停留所に係るベンチ整備費補助金については、下記のとおり交付しないことに決定したので、同補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 不交付の理由

様式第 4 号

豊中市路線バス停留所に係るベンチ整備費補助金交付申込取下届出書

年 月 日

豊 中 市 長 様

住 所  
法 人 名  
代表者名

⑩

年（ 年） 月 日付豊基交第 号による豊中市路線バス停留所に係るベンチ整備費補助金の交付決定については、下記の事項に不服があるので、同補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、交付申込みを取り下げます。

記

1. 不服のある交付決定内容又は交付の決定に付された条件

2. その理由

様式第 5 号

補助事業変更等申込書

年 月 日

豊 中 市 長 様

住 所  
法 人 名  
代表者名

印

年 ( 年 ) 月 日付豊基交第 号により交付決定のあった補助事業について、下記のとおり変更 ( 廃止 ) をしたいので、豊中市路線バス停留所に係るベンチ整備費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、申し込みます。

記

1. 補助金交付予定額 金 円
2. 変更の内容
3. 変更 ( 廃止 ) の理由

※ 変更の場合は、下記の書類を添付すること。

- ( 1 ) 補助金交付申込書 ( 写 ) に変更する部分を表示したもの
- ( 2 ) その他市長が必要と認めるもの



様式第 6 号

補助事業変更等承認・不承認通知書

豊基交第 号  
年 ( 年) 月 日

様

豊 中 市 長 ④

年 月 日付で申込みのあった補助事業の変更（廃止）については、下記のとおり決定したので、豊中市路線バス停留所に係るベンチ整備費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 決定の内容

補助事業の変更（廃止）を、承認（不承認）とします。

2. 不承認の場合の理由

様式第 7 号

補助事業完了報告書

年 月 日

豊 中 市 長 様

住 所  
法 人 名  
代表者名

印

年 ( 年 ) 月 日付豊基交第 号により交付決定のあった補助事業について、下記のとおり事業が完了したので、豊中市路線バス停留所に係るベンチ整備費補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 補助金精算額 金 円

2. 補助事業の完了年月日

3. 添付書類

- (1) 事業費の領収書等
- (2) 写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

様式第 8 号

補助事業補助金確定通知書

豊基交第 号  
年 ( 年) 月 日

様

豊 中 市 長 ⑩

年 ( 年) 月 日付で完了報告のあったバス利用の促進に係る対策事業費補助金については、下記のとおり額を確定したので、豊中市路線バス停留所に係るベンチ整備費補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により通知します。

記

補助金確定金額 金 円

様式第9号

補助事業補助金請求書

年 月 日

豊 中 市 長 様

住 所  
法 人 名  
代表者名

印

年（ 年） 月 日付豊基交第 号により補助金額の確定通知のあった補助事業について、豊中市路線バス停留所に係るベンチ整備費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

補助金請求額 金 円

様式第 10 号

補助事業財産処分申込書

年 月 日

豊 中 市 長 様

住 所  
法 人 名  
代表者名

印

年 月 日付で完了の報告を致しました豊中市路線バス停留所に係るベンチ整備費補助金に係る補助事業で取得した財産について、下記のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定により、承認されるよう申し込みます。

記

1. 処分しようとする財産の種類、数量
2. 処分の内容
3. 処分の理由